

いいね もろつか

妊娠・出産・育児への補助制度等について

諸塚村では、安心した出産・育児のために、次のような政策（補助等）に取り組んでいます。

妊娠（妊娠・出産に向けて）

事業名	対象者	事業概要(補助内容)等
一般不妊治療・特定不妊治療助成金給付事業	諸塚村民で村内に居住しており、不妊治療が必要であると認められている方等	・不妊検査に要する経費 全額 ・医療保険適用の不妊治療経費 9割助成 ・特定の不妊治療経費 9割助成
不妊治療交通費助成事業 (緊急対策事業)	諸塚村民で村内に居住しており、不妊治療に通われている方	・1回の通院につき:片道100km未満2,000円で50km増すごとに2,000円の追加(上限2万円) ・公共交通機関及び高速道路を使用した場合の支払額を追加
妊婦健診・産後健診等交通費助成	諸塚村民で自宅から健診に通われる方	妊婦健診及び産後健診時の交通費助成 ・妊婦健診 上限14回 ・産後健診 2週間健診と1ヶ月健診の2回 *補助額は、不妊治療交通費助成事業と同額
遠方分娩施設への交通費・宿泊費支援事業	諸塚村民で分娩施設まで概ね60分以上移動距離を要する方	・交通費 8割助成 ・宿泊費 宿泊費実費から2,000円を控除した額(県内:上限1泊7,000円)
妊婦のための支援給付金1	妊娠届を村に出された方(医師による胎児心拍が確認された方)	50,000円
妊婦のための支援給付金2	出生予定日の8週間以降で、胎児の数の届出を出された方	50,000円

出生～乳幼児

事業名	対象者	事業概要等
出産費用補助(緊急対策事業)	諸塚村民で村内に居住する方	産婦人科等での出産に係る費用の自己負担分の全額補助
誕生祝金	新生児、保護者ともに諸塚村住民基本台帳に記録され、かつ居住している方	・第1子～第3子 300,000円 ・第4子以降は、100,000円ずつ加算 *定住見込みのない場合、一律50,000円
子ども医療費助成	村内に住所を有する0歳から満18歳の子ども	医療機関等窓口での自己負担額を無料化
男性の育児休暇取得奨励補助(緊急対策事業)	・村内に住所を置き居住している男性 ・村内の事業主、商店主及び村内に事務所を置く事業所等	・男性の育児休暇者本人:取得日数7日以上10日未満30,000円、取得日数10日以上50,000円 ・雇用主:許可日数7日以上10日未満30,000円、許可日数10日以上50,000円 *但し、男性の育児休暇者本人が社会保険加入者で14日以上育児休暇を取得した場合、社会保険の「出生後休業支援給付金」の受給対象となるため、本事業は対象外となります。

保育所・幼稚園

保育料無償化・給食費無償化・通学定期運賃補助等を行っています。

令和8年4月からは、0歳から就学前までの乳幼児を対象とした一貫した保育・教育ができる、幼保連携型認定こども園の開設に向けての取り組みを行っています。

諸塚村では妊娠・出産・子育て支援の安心サポートに取り組んでいます。特に、令和7年度は少子化緊急対策事業として新たに3つの補助事業を新設しました。諸塚村はこれからも安心・安全な子ども子育て対策を推進して参ります。

心配事やご相談、補助事業等への問い合わせがありましたら、
住民生活課 電話 65-1119までご連絡ください。

文書取扱：諸塚村役場住民生活課
電話 65-1119